

之に依つて考ふるに、該通貨條例の制定によりて、米國貨幣の全部を同一等價に維持するため、及び金單本位の國家として米合衆國の地位を鞏固ならしむるために、有力なる規定の設けられたるものなるや明かなり。更に米國の貨幣制度の地位は聯邦準備條例によりて強められたり、而して該準備條例につきましては次章に於て説明すべし。

摘要

- 一、貨幣は交換の媒介物として、價値の表示者として、及び延期仕拂の標準として使用せらる。
- 二、貴金屬は貨幣用として第一位に立つに必要なる性質を有す。
- 三、政府は貨幣の價値を創造せざるも、之を増加す。
- 四、貨幣數量説を把持するの學者は貨幣の價値は數量によること、他の事物を同一なるものとして、貨幣數量の増加はその價値を減少せしむること、これと反對に數量の減少はその價値を増加せしむることを主張す。

五、複本位主義は永き間、價値の恒久確實を得るの政策として主張せられたり、然れども最近に於ける經濟的傾向は該問題につきての實際的興味を失ふこととなれり。

復習問題

- 一、貨幣に必要な性質を挙げよ、貨幣として使用せられたる種々なる事物を挙げよ。
- 二、貨幣鑄造とは何ぞや、自由鑄造とは何ぞや、無料鑄造とは何ぞや、Brassageとは何ぞや、Seigniosageとは何ぞや。
- 三、政府と貨幣との關係は如何。
- 四、貨幣の數量學説を説明せよ。
- 五、紙幣の實際的研究より、合衆國に於て使用せらるゝところの種々なる紙幣の種類を舉示し且つ之を説明せよ。
- 六、不換紙幣の弊害は如何。
- 七、複本位とは何ぞや、國際的複本位とは何ぞや、羅旬貨幣同盟は如何なるものなり

しか。

研究問題

- 一、千九百年以來金の産出額は幾何なりや、該産出額は從來産出せられし金の總量に對し如何の割合に當るものなりや。
- 二、讀者の都邑に於て始めて使用せられし最初の小切手を回想し得るの人ありや。
- 三、綠背政府紙幣は南北戦争當時加州に於ける流通界より金を驅逐するに至りしか。
- 四、如何なる性質あるによりて金は貨幣材料として銀よりも適當なるものとして選擇せらるゝか。
- 五、現時の市場に於ける銀地金の市價は如何、米國銀の地金價值と貨幣價值との關係は如何なるものなりや。
- 六、補助貨幣とは何ぞや、名目貨幣とは何ぞや。

第五章 信用及び銀行

信用とは何ぞや 吾人は既に勞力の分立(分勞)及びその組織の發達と全經濟生活の革命とを可能ならしめしところの異常なる發達が貨幣の使用によりて生じたることを學べり。なほ交換の媒介物として貨幣のみにては現時に於ける商業取引の如何に巨大なるかを説明するに不充分なるものなり。物々交換に比して物貨交換(物品と貨幣との交換)の利益は更に大なれども、しかも貨幣は近世に於ける巨大なる取引上の目的に對する用具としてはあまりに便利なるものにあらず。貨幣は今日にありても必要缺くべからざるものなるが故に無意義に廢止せられざるも、主としてその經濟的特質を發揮したるは前時代にありてのことなり。而して今日の産業時代にありて交換の特徴ある用具は貨幣にあらずして、信用なり。

多くの他の用語が日常生活上の普通語より轉用せられしが如く、信用なる語も普通語として種々の意味を有し而して甚だ曖昧なるものなり。その最も普通なる意義の一

はかの人の信用は善良なり、又はかの人は信用ありと云ふ場合に用ひらる、之に依りて其人が債務を支拂ふ評判と、支拂ひ得るの能力あるを意味す、而して又之が爲に他の人々も喜んで彼に財貨を賣り、而して將來に於ける延期仕拂に合意することを意味す。又信用なる語の他の重要な意義は人の性質に關するものにあらずして、取引そのもの、性質に關するものなり。即ち將來に行はるゝ仕拂を期待して行ふところの財貨の移轉は信用取引なり。これ吾人が經濟學に於て用ゐらるゝ信用なる語に體現せしむるところの觀念なり、夫故に經濟學上信用なる語の定義として、信用取引とは將來に於ける等價支拂の約束に對する貨物の移轉なりと説くを得べし。第一に信用取引はその一部が現在に於て行はれ、而して他の一部が將來に於て行はるゝことに注意せざるべからず、言ひ換ふれば信用は時間を要素として抱有するものなり。第二に信用取引は(a)借手の性質及び資源に於ける信頼か、又は(b)將來に於ける約束の履行に對して保證せられたる財貨の充分なること及びその安全なることに於ける信頼かの何れかを抱有するものなり。第三の要件として屢用ゐらるゝものは借手より貸主に宛てた

る負債證書これなり。この證書は信用用具たるものなり。

信用の機關 さて信用取引の依りて以て行はるゝところの信用機關に二種あり、其

の一は(一)信用の用具——即ち小切手、手形、紙幣及び債券等の如き負債證書これなり、其の二は(二)信用の組織にして、その主なるものは銀行及び手形交換所これなり。

一、信用の用具 信用々具の中にありて尤も簡易にして、且つ尤も廣く使用せらるゝものは(一)小切手なり。小切手とは個人又は會社が名宛人の要求により又は小切手の所持者に對し貨幣の一定額の仕拂を銀行に要求するところの命令なり、信用のこの形式に於て時間の要素は甚だ小部分を演ずるに過ぎず。若し貨幣が小切手の代りに支拂はるるならば、之を收受せるの人は恐らくこれを銀行に預金するならん。かくして小切手を受取りたるときに、彼は之を銀行に持ち行くものなり。この場合に顯著なる信用の要素は信任又は信賴なり、而してこの信賴あるによりて小切手はその振宛てたる銀行によりて引受けらるゝものなり。

銀行家は又小切手を使用す。一銀行家が他銀行家に小切手を振出すときに、該信用

用具は普通に「ドラフト」、即ち仕拂手形と稱せらるゝものなり、而して吾人は以下説明のところに於て以上の意味にこの言葉を使用すべし。仕拂手形の他の形式は會社又は個人が銀行宛、貨幣の支拂を命令するとき用ゐらるゝものなり。吾人はこの形式を「ビル・オブ・エクスチェンジ」、即ち爲替手形と呼ぶべし。仕拂手形又は爲替手形の振出人及び振宛人、即ち支拂人が同一國內に居住するときに該信用用具は内國又は内地爲替手形と稱せらるゝ、而してその然らざる場合に外國爲替手形と稱せらるゝものなり。此等二個の用語——仕拂手形又は爲替手形——は讀者が常に前後の文脈よりその意義を判斷せざるべからざるが如く甚だ曖昧に、又甚だ雜駁に使用せらるゝものなり。

信用用具の第四の形式は(四)受取りたる價值に對し貨幣の一定額を其表面に記載せる條件の下に請求次第、又は一定期限の後に支拂ふことを約束するところの手形これなり。この場合に於て一般に如斯き信用用具に對し利子の支拂はるゝことの事實によりて表示せらるゝ如く時間的要素は重要なものなり。而して如斯きの手形は振出人の

性質によりて一般に三種類に區別せらる。 (a)個人又は團體會社は請求次第、又は一定期間内に支拂ふべき約束手形を發行す。 (b)多數の國々に於て銀行は通常、貨幣として流通し、及び個人發行の約束手形とは法律上全く異なる地位に立つところの紙幣を發行す。米合衆國に於ける國立銀行紙幣及び聯邦準備紙幣の如きはこれなり。 (c)又政府は自ら紙札貨幣を主題として既に論究したるが如き紙幣を發行す。銀行紙幣及び政府紙幣は極めて稀に利子の附せらるゝことあり、然れども通常利子の附せらるゝものにあらず。

以下四百十六頁及び四百十七頁に引證せる見本は學生諸君にとりて以上説明せるところの信用用具の性質を理解するに甚だ有益なるものなり。

信用用具は元來、貨幣の如く自由に流通するものにあらず、然れども主として一取引に使用するを目的とするものなり、なほその使用が必ずしもこの一取引にのみ限られたるものにあらず。かくして小切手、仕拂手形及び爲替手形は屢々多數人の間に轉々し、而して約束手形は又屢々一回、二回或は何回も轉々するものなり。乍併貨幣とし

て流通するところの銀行紙幣及び政府紙幣に關しては全く以上の場合と異れり。此等紙幣は(a)一般的流通を目的として發行せられ、(b)常に所持者宛振出され、(c)一定せる

小切手の見本

仕拂手形の見本

第六七一號

金拾壹弗拾五仙也

右金額ナザン・ジョーンズ殿又はその指圖人に御拂渡相成度候也

千九百十六年三月二十四日

リチャート・ドゥー

ウキスコシ州マチソン市

商業國民銀行 御中

第三二七號

金貳拾五弗五拾仙也

右金額リチャード・ダブルユー・ジエームス殿又はその指圖人に御拂渡御相成度候也

千九百十六年九月一日

ウキスコシ州マチソン市

商業國民銀行支配人

ウキリアム・バンクス

市俄古市

聯邦準備銀行 御中

且つ便利なる名稱に於て發行せられ、而して(d)發行者の信用は常に當然のこととして常に疑はるゝことあらざるものなり。

個人間に於ける信用取引は常に次ぎの二個形式の何れかに屬す、(a)普通に信用にて財貨を購買するところの人は財貨を賣りたるところの人に貨幣、小切手、又は仕拂手

爲替手形の見本

約束手形の見本

金參拾壹弗也

右金額に對し代り金受領候に付小生勘定にて商業國民銀行又はその指圖人に御拂渡相成度候也

エズラ・スミス

イリノイ州シカゴ市

ユーレカ・ハードウェア會社 御中

金四拾五弗也

右金額に對し代金受領候に付二月一日より年六分の利子を附し日付後六十日限り貴銀行に於て貴銀行又はその指圖人に支拂可申候也

千九百十二年二月一日

デヨーヂ・アンドルユー

商業國民銀行 御中

形にて支拂ふものなり、然れども此等の代りに、(b)賣主は爲替手形の方法により買主宛に振出し得るものなり。

さてこゝにAが賣主にして、Bが遠隔なる地方の買主なりと想像せしめよ。即ちAはBに宛て、A自身のために指定せる期日内に負債の全額を銀行Cに支拂ふべきの指圖書を作りて發送せりと假定すべし。この場合に若しBが銀行Cによりて提示せられたる該指圖書によりB自身の負債を承認し、且つ之を支拂ふことに同意するならば、彼は該手形に「引受」と記入し且つ之に署名すべし。かくして該信用用具は法律上その引受人を拘束するに至るべし、而してこの手續は今日 手形の引受と稱せらるゝところのものなり。

小切手及び約束手形は裏書によりて他に移轉せらるゝものなり。受取人は此等信用用具の裏面に署名することによりて、彼が指名し得る他の人にまで貨幣の仕拂を指圖し得べし。さればこの裏書により彼はその仕拂に對し責任を負ふことゝなるものなり。如斯くその人に對し信用用具の裏書せらるゝところの人又は被裏書人は又順次に裏書人となり得べし、而してその場合に彼は又同様に責任あるものなり。

帳簿信用(掛信用)は(五)廣く使用せられ、就中小賣商業に於て普通に使用せらるゝと

ころの他の形式なり。其手續は財貨が賣却せられたるときに、之を帳簿に記入す、又は普通に知らるゝが如く該財貨は借方に記入せらるゝなり、而して後日該金額に對し「書出し」の送らるゝは言ふまでもなし。又二人が相互に帳簿信用を使用する場合にありて、たゞ勘定尻のみが一定の勘定日に貨幣にて支拂はるゝなり。而してかゝる差引勘定は小都會などの商人間に屢々行はるゝところのものなり。

二、信用制度、銀行及び手形交換所 銀行家は既に説きたるが如く信用取引に於ける仲介者なり。彼等は時として信用業者と稱せらるゝ、蓋し營業として取扱ふところのものが一として信用と關係せざるものなきを以てなり。然れども銀行は信用を取扱ふ單なる代理業者にはあらず。彼等はその開業せんとするや資本を表示するところの貨幣を準備し、而してその營業をも始むるや、業務の常道により種々なる資源より貨幣を収集す。此等の資金を以て、彼等は得意先の手形を割引し、及び之を買入るゝの用意を整ふ、乍併極めて大なる範圍にまで彼等は現金を使用することなく、たゞ銀行の帳簿に手形賣却人の姓名を記入し、及び手形よりの所得金、即ち手形に對し仕拂はれたる

金額を彼の貸方に記入することによりて、手形を買入るゝものなり。かくして手形賣却人は銀行の預金者とはなるなり。夫故に近代の銀行業に於て預金はその語の表示するが如く曾つては一般に實體的預金なりしとはいへ、今日事實に於て貨幣を預入れたるの結果なりといふが如きは例外のことなるに注意すべし。さて今日の預金は普通に約束手形の形式をとりたる個人の信用を銀行帳簿への記入によりて表示せらるゝ銀行の信用と交換したるの結果たるものなり。銀行は預金者に對して債務者たり、而して其等債権者は銀行に對し貨幣の貸付をなすものなり。さて銀行の收得する利益の資源は専ら、又は主として銀行自身の資本にあらずして、寧ろ以上説明せる信用の交換そのものなり。一般に商業銀行は預金に利子を拂ふことなし、又拂ふとしても、其等銀行はその得意先に請求するところのもの、假令へば割引の割合の如きものよりも極めて低き利率によりて利子を仕拂ふものなり、而して割引と利率との差額は銀行利益の主要資源を構成するものなり。

往時合衆國に於ける殆んど凡べての銀行は貨幣として流通せる紙幣を發行したり。

當時、如斯き紙幣の發行は一般に銀行の重なる業務と考へられたり。然れども今日に至りて國立銀行及び聯邦準備銀行のみ有利に銀行紙幣を發行し得るものなり。殆んど凡べての文明諸國に於て流通紙幣を發行し得べき銀行の特權は大に制限せられたり、而して如斯き紙幣發行を利益の資源となすところの銀行の數は絶えず減少しつゝあるなり。

若し、それ銀行の種々なる種類及びその精細なる相違につきて充分なる研究をなさんと欲せば、甚だ多くの紙數を要するものなり。茲には簡單に如何なる組織なりとも(a)手形及び其他の商業證券を割引し、及び(b)預金を預り、且つこれを保持するところの銀行は商業銀行にして、その銀行紙幣を發行すると否とを問はじ又法律により會社の形式に組織せられたると否とを問はざるなり。かくて銀行業の二個の主要なる職分は割引と預金となり、第三の普通職分たる紙幣發行は主要なるもの、又は一般のものにあらず。「銀行」なる語がひとり用ゐらるゝときに、常に此等二個の主要職分を行ふところの組織を指すものなり。貯蓄銀行は夫故に商業銀行にあらざるなり。米合

衆國に於ける商業銀行に四種あり、その一は國立銀行にして千九百十五年に於ける行數、略七千五百行なり、その二は國立銀行にして、その行數略一萬四千行なり、その三は私人又は會社に組織せられざる銀行にしてその數、略千五百なり、而してその四は貸付及び信託會社にして、その數、略千五百なり。貸付及び信託會社は商業銀行並に他の銀行の職分の多くを行ふところの組織せられたるの金融制度なり、而してその類似點は各州によりて多少の相違あるものなり。

銀行業運用の性質は國立銀行の營業狀態に關する次ぎの記載を查察することによりて明瞭に了解するを得べし。

千九百十六年六月二十三日、營業期末に於ける「ニュー・ハンブシャー」

州の某國立銀行の營業報告

資 産	負債
貸附及び割引	資本金(拂込株式)
一九二・七〇六・九二	五〇・〇〇〇・〇〇
貸越金	剩餘金
二九・四八	五〇・〇〇〇・〇〇

合衆國公債	三〇・〇〇〇・〇〇	未配當利益	一八・四一七・八九
聯邦準備銀行株	六・〇〇〇・〇〇	流通國立銀行紙幣	一五・〇〇〇・〇〇
社債、有價證券其他	六一・四九二・二六	預り金	二四三・四六〇・一七
兌換準備金	七五〇・〇〇		
承認準備代理店預ケ金	三七・九六〇・九七		
聯邦準備銀行預ケ金	五・〇〇〇・〇〇		
他銀行預ケ金	一七・六九五・一六		
他銀行の國立銀行紙幣	六・四三五・〇〇		
金銀貨幣	九・五六七・〇〇		
法定紙幣	二・七五〇・〇〇		
金及び銀券	五・六五一・〇〇		
小切手其他現金項目等	八四〇・二七		
合 計	三七六・八七八・〇六	合 計	三七六・八七八・〇六

表中、負債側に於ける最初の三項目は他の二項目と異なる意味に於て銀行の負債なり。即ち資本金(拂込株式)、剰餘金及び利益(未拂)は株主に對する債務にして、流通紙幣及び預り金は外部の人々に對する債務なるに注意すべし。又手許在金の合計高と預り金との關係に注意し、及び株主の總投資額と貸付及び割引の金額とを比較すべし。最後に預金と貸付及び割引との間に於ける相互適合するに注意すべし。

米國合衆國の銀行制度 私立銀行、州立銀行、及び貸付及び信託會社は各自關係ある各州の法律の下に營業す。其等の法律は最近數年間に銀行業の世界的經驗の光明によりて一般に改善せられたり。實に或州の法律的條項は合衆國政府の法律の如く注意して作成せられたり。然れども廣く其等州立法を觀察するときに、尙合衆國の銀行制度は各州に於て一般に行はるゝ銀行制度よりも優れりといふを得べし。銀行業に關する各州の法律はこゝに詳細なる記述をなすにあまりに其數多く且つ多種多様なり、然れども合衆國の銀行制度につきては大體の綱目なりとも説明するの必要あり。

南北戰爭の開始にあたり、合衆國政府は戰爭遂行のために必要なる収入を得るの緊

切なる財政問題に自ら焦慮せざるを得ざりき。かくして臨時の非常収入は必然に要求せられたり、されど同時に永年政府収入の重要財源を構成したりしところの輸入關稅よりの収入は戰爭そのものゝために阻碍せらるゝこととなれり。この非常時にあたりて新關稅及び内國收入稅は賦課せられたり、「綠春政府紙幣」は巨大なる數量にまで發行せられたり、又諸公債も募集せられたり。合衆國政府の眞の存立を脅かしたる戰爭の破裂は公債の市場募集に對し極端に不利益なる状態を現せり。一部は更に有利なる公債市場を作るために、一部は當時に於ける州立銀行紙幣を一掃し、一般人民のために銀行紙幣の同一様なる制度を立つるために、合衆國政府は千八百六十三年に國立銀行條例を通過し、これによりて國立銀行制度を創設したり。

該條例の下に、二十年間の營業特權は五人以上の人人により組織せられたる會社に許可せられたり、此特權はその期限に達したる時に再び許可せらるゝものなりき、而して資本金及び剰餘金(積立金)に關する要求條件は銀行が其業務を營むところの町村又は都市の人口の多少によりて異れり。又其等銀行は其資金の一部を政府公債の購入

に投資すべく強要せられたり、而して其等銀行は該政府公債を準備として銀行紙幣を發行すべく許可せられたり。かく公債を引當てに發行せられたる銀行紙幣は華盛頓府に於ける兌換基金によりて更に保護せられたり、而して此兌換基金は各銀行が銀行紙幣の平均流通高の五「パーセント」を納入することによりて創設せられ、且つ維持せらるるものなり。年一〇「パーセント」の租税は凡べて其他の銀行紙幣に賦課せられたり、而して該課税はその所期せるが如く如斯基銀行紙幣をして急速に終止せしめたりしまでに過重なるものなりき。かくして國立銀行は三種に區別せられたり、即ち「地方」銀行、準備都市銀行、及び中央準備都市銀行これなり。而して各銀行はその預金債務の一定率を表示するところの合法貨幣準備金を維持すべしと要請せらるるものなり。

全體に於て、米合衆國の國立銀行制度はその企圖計劃せるまゝの結果を擧ぐることに於て成功したるものなり。該制度は儘に公債的負債の大部分を引受け而してこれを所有することに關して大なる助けをなせり。該制度は吾人に紙幣發行の安全なる制度を與へたり。全體に於て該制度は我が米合衆國の銀行業務を有効に且つ安全に運用し

たり。然れども最近の改正前に於ける我が銀行制度は明かに二個の弱點を有せり。第一に紙幣發行は、安全なりしも、その弾力性に於て缺けたりき、或は寧ろ反對に弾力を有したりき、即ち紙幣の發行が膨脹せざるべからざるときに、收縮し、收縮せざるべからざるときに膨脹したるが如きこれなり。恐らく更に重要なることは多數の國立銀行間に米合衆國の銀行準備金を散在せしめたること、急速に銀行準備金を充足するの要求と伴ふて、パニックを抑制し、又は少くともその結果として起るべき産業的不振を最少限度に防止し得たりし如き財政上又は金融上に於ける恐慌の時に共同行為に出づるを阻げたるの事實これなり。

我が銀行制度に於ける此等の缺點を補ふべく、千九百十三年十二月に於て聯邦準備條例は制定せられたり、これ從來の國立銀行條例の規定を補充し、且つ改定したるものなり。かくて凡べての國立銀行は一定の規定に遵據して該聯邦準備銀行組織中に入るべく要求せらるるに至れり、而して州立銀行に至りては要求せらるることなく任意に加入するを許されたり。さて該聯邦準備銀行制度の首座として聯邦準備局なり、同

局は大蔵卿、通貨監督官、及び大統領に任命せられたる他の五名の委員より成立す。而して銀行家十二人より組織せらるる諮問會アドヴァイザリー・カンシユルは華盛頓に於て時々會合すべきものなり。聯邦準備局に注意を與へ、又は之と協議するために該條例の名稱の表示するが如く、その主要目的は銀行準備金の優秀なる處理を得んとするにあり。この目的のため、米合衆國は十二地域に區別せられ、その各地域に一個の聯邦準備銀行が設立せらるるなり。而して此等銀行の資本はその管轄区内に於ける會員銀行によりて提供せられ、而して各銀行の寄與金額はその資本金及び剩餘金合計額の六「パーセント」の相當額なり。各準備銀行の經營は取締役九人より成立する重役會によりて行はれ、而して此等取締役は一階級より一人づゝの割合にて三階級より選舉せらるるものにて一人の取締役は彼の管轄区に於ける聯邦準備代理者たるものなり。

現行制度の下に「地方」會員銀行はその要求拂預金の十二「パーセント」にあたる合法貨幣準備を常に保有せざるべからず、その中十二分の五は聯邦準備銀行に預け入れ、十二分の四は自行の貯藏庫に保有せられざるべからず、同時に殘部の十二分の三は自

行の貯藏庫及び聯邦準備銀行間に其割合の如何に拘らず分配せらるべきなり。次ぎに準備都市會員銀行に對しては合法貨幣準備の割合が十五「パーセント」に増加せられ、而して其預入分配の割合は順次に十五分の六、十五分の五、及び十五分の四なり。更に中央準備都市會員銀行に對する合法貨幣準備の割合は一八「パーセント」にして、その分配割合は順次十八分の七、十八分の九、及び十八分の五なり。又凡べての會員銀行は定期預金に對し五「パーセント」に相當する準備を保有せざるべからず。

さて主として「銀行家の銀行」たるべき聯邦準備銀行はその主要業務として會員銀行のために、其等銀行の割引をなし、又は買入れたる「商業證券」の再割引をなすものなり。この方法に於て、並に其等會員銀行の銀行準備金大部分の預け入あるによりて、聯邦準備銀行は各管轄地の銀行力及び非常時に於て全國家の銀行資源を動員し得るものなり。

國立銀行紙幣に關する以前の規定は、今や國立銀行が所有の公債を賣却し、及び以前よりは更に速に流通紙幣を引上げ得ることを除きて、依然として行はれつゝあるな

り。聯邦準備銀行條例の目的とするところは結局國立銀行紙幣の引上を完行するにあり。他の一方に於て聯邦準備銀行は吾人が聯邦準備銀行紙幣と稱するところの公債擔保手形及び吾人が單に聯邦準備紙幣と稱するところのものにして、其等銀行の所有する再割引商業證券を保證をも擔保として更に彈力あるところの手形を發行すべく許されたり。

之を略言するに、聯邦準備銀行制度によりて企てられたる目的は、(一)米合衆國の銀行力の集中及び動員、(二)執行及び監督の極度なる集中、(三)商業證券の簡易にして且つ規則正しき再割引に對する公開割引市場の建設、(四)公債によるよりは寧ろ大に銀行資産に依る我が銀行紙幣流通の更に大なる彈力性、(五)米國の各地方に於ける銀行割引歩合の相違を減少すること、(六)我が對外商業に對して組織的援助を與ふること等なりき。

米國農園貸付條例 聯邦準備條例は各階級の借主に對して短期銀行信用機關を完全のものたらしむるべく考慮せられたり。而して千九百十六年七月に制定せられしところの米國農園貸付條例は永年間に土地の購入、設備、其他に關し資金を得るに不利益な

る状態にありし農民が固定的投資と稱せらるゝところのものに使用すべき資金を引出し得るの便法を備ふべく案出せられたり。その目的は農園擔保の實質的標準化及びそれに依りたる債券の發行によりて信用を動員し及び獎勵せんとするにあり。

此等の債券は主として地方的なる十二の聯邦土地銀行によりて發行せられ、且つ賣出さるゝものなり。而して此等銀行の株式は一般公衆及び實業界、合衆國政府及び州政府により、又國家農園貸付協會として知らるゝ農民の團體によりて所有せらるゝものなり。借主たるべき十人より少からざる農民を會員とする各地方協會は、聯邦評價人と協力に貸付委員を通じて、會員が貸付の擔保として提供せしところの土地の公式評價をなすものなり。借主たる農民によりて提供せられたる抵當權は地方協會を通じて土地銀行に移轉す、かくして該抵當權は兌換債券の擔保となるものなり。而して一般投資界に賣出されたる此等債券よりの所得は地方協會を通じて借主たる農民の掌中に歸入す。該制度の監督は大統領によりて任命せられたる聯邦農園貸付局によりて行はるゝものなり。

該條例運用の尤も顯著なる結果は都市より地方に、及び米國及び世界に於て比較的資本の豊富なる地方より比較的資本の僅少なる地方に向ふべき資本の移動を圓滑に行はしむることによりて土地抵當貸付に於ける利率を強烈なる傾向を以て低下せしむるに至りたるこれなり。更に其等十二銀行の何れかによりて發行せられたる債券が、其元本につきても、又其利子につきても、凡べて十二銀行によりて保證せらるゝが故に、該制度は全合衆國を通じて農園貸付に於ける利率を平等化するの傾向を有す。

手形交換所 手形交換所は元來時間と勞力とを省略せんが爲めに、銀行の使用人によりて工夫せられたるものなり。都市に於ける諸銀行は相互間に絶えず取引の行はるものなり。銀行の常得意は其受取れる小切手が何れの銀行の振出したるものたるに拘らず、平生の取引銀行に預金す。かくて我合衆國の諸都市に於ける銀行は日々、他銀行宛の小切手を受取り、又他銀行は其銀行宛の小切手を受取るを常とす。而して此等の勘定を決済するために従前にありては各自銀行間を幾回となく往復せるものなり。然るに今や手形交換所の設けある都市に於ける各銀行の代表者は日々手形交換所に會

合し、而して相互に其支拂義務を交換し實際に支拂はるゝものは差引差額のみなり。而して此等差額は負債者銀行より交換所に支拂ひ、交換所は之を債權者銀行に支拂ふものなり。

手形交換所の交換高統計は近代の産業世界にありて商賣をなすにひとり貨幣にのみ依頼するの不充分なるを説明す。千九百十二年九月三十日に終る一ケ年間の合衆國各都市に於ける手形交換總額は、一千六百八十五億六百二十六萬二千弗にして、銀行紙幣をも含める國內流通貨幣總額の殆んど四十六倍なり、千九百十二年七月一日合衆國々庫に於ける、及び流通しつゝある貨幣はたゞ三十六億四千八百八十七萬六百五十一弗に過ぎざりき。手形交換所に於ける差引尻支拂に要する貨幣額の少なることも亦之と同一なる事實を説明するものなり。かくして千九百十二年九月末に終る一年間に、組合銀行として六十五行を包括する紐育手形交換所は八百八十六億九千九百三萬六千七百七十九弗の手形交換を行へたるが、年々の平均差引尻として貨幣にて支拂ひたるは三十九億二千六百十萬三千三百八十弗なりき。かくして貨幣にて支拂ひたる平均差引尻

は總交換高の四・四六「パーセント」に過ぎざりき。

註* 其後千九百十七年に至りて二千九百二十一億五千五百五十二萬一千弗に増加せり、而して同年に於ける日本の手形交換高は三百十七億三千四百五十二萬九千圓なりき。

信用の利益 近世産業社會に於ける信用の大なる發達に伴ふ利益及び弊害に關し、

こゝ節を分ちて其概要を説かざるべからざるに至れり。

一、信用は時間と努力とを節約す 信用は巨大なる金額の支拂及び相互に遠く隔離せる間に於ける支拂を貴金屬貨幣によるよりは更に完全にして便利なる方法を用ゐて時間と努力とを節約す。されば國際商業に於て、比較的小額の貨幣が一國より他國に送られ、かくしてたゞ貿易差額のみ貨幣にて支拂はるゝものなり。

二、信用は資本を節約す 信用は金銀兩貨の通用額と同様に代辨せらるゝにより資本を節約す。社會は之に依つて他の有用なる目的に貴金屬貨幣の大部分を使用し、而して然らざれば世界に於ける金の貯藏を更に増加するために使用せらるゝ努力の大部分を他の生産的事業に充用し得るものなり。

三、信用は資本を更に生産的たらしむ 現時の信用組織の下に在りて、資本を所有し又は之を支配するも、彼自ら有力なる生産者ならざるところの人は、生産的に其資本を使用し得る他の人に報酬を定めて轉用し得べし、斯くして債權及び債務兩者を利益するのみならず、公衆も亦其利益を享くるものなり。他の事物が同一なりとして資本は最も多く報酬を支拂ふの人に貸與せらる、而して普通狀態の下にそれ等の人々は最も生産的に該資本を使用し得るの人々なり。この利益に關して分明に二個の方面あり。即ち一方に於て已に説きたるが如く、(a)信用は貯蓄を有しながら之を生産的に使用するの性質又は能力を有せざるの人々をして社會的生產を進むると同時に彼等自身にとりても利益の分配を受けしむるものなり。他の一方に於て(b)信用は大なる事業能力を有するも、充分なる資本を有せず、又は全く資本を有せざるの人々をして社會の福利を進めながら彼等自身の利益のために彼等の氣力と才能とを發揮せしめ得るものなり。要するに多くの場合に於て、信用は支配的能力なき資本と、資本なき支配的能力とを招致し、かくして、資本と努力とを結合せしむるものなり。

四、信用は資本の蓄積を増進せしむ。信用は甚だ零碎なる金銭、例令へば貯蓄銀行に於ける貯金の如き小額の金銭を聚集して資本の蓄積を進むるものなり。如斯き零碎なる金銭が巨額の資本に達したるときに、其等資本に對し責任を負ふところの人々によりて生産的會社又は其他の生産的企業家に貸出さるゝものなり。さて如斯きの方法により資本は集中せらるゝと同時にそれに對する報酬は廣く人民の間に撒布せらるゝに至らん。更に又、信用は勤儉の美風を助長することによりて資本の蓄積を進むるものなり、何んとなれば勤儉は不慮の出來事及び老後の事に準備すべく人々を援助し且つ獎勵するものなるが故なり。而して如斯きは貧民階級に對して資本の供給を目的とするところの協會及び同じく貧民階級に對し家屋建築のために資本を供給するところの米國建物協會の如き場合に於て特に然るものなり。

信用の弊害又は危険 乍併、吾人は信用經濟の光明方面のみならず、暗黒方面をも觀察せざるべからず、こゝには信用の危険に關して漠然と廣く論ずることなく、弊害中にありて尤も緊切なるもの二三を擧げて説明を試むべし。

一、信用は屢、濫費を獎勵す。信用は詐僞及び私消の必至的泉源たるところの濫費を獎勵す。信用の大に許さるゝの人は屢、合理的制限外又は範圍外に逸出す、而して遂には債務解除の希望を以て即ち彌縫せんがために失望の極、自暴自棄の手段に出づるものなり。

二、信用は不確實なる投機を挑發す。他人の貯蓄に依りて投機を試むるの人は普通不謹慎の人なり。吾人は我が全米國を通じて到處に、不相應なる信用によりて得たるところの財富を誤用したるの人々によりて失敗を招くに至りし事業の廢墟が撒布せらるゝを見るなり。されば如斯き事業經營が非常に大部分を占むるに至るとき、信用は却つて悲惨なる「パニック」を誘致する有力の原因たるものなり。

或學者は凡べての生産的信用——即ち營業上に用ゐらるゝところの信用——は善良なるものなるが、信用の弊害は消費的信用、即ち人をして個人的満足を充實するため貨幣を消費せしむるところの信用と關係する場合に於てのみ生ずるものなりと主張す、乍併此區別に多少の眞理ありとするも、この兩者を區別すべき肅然たる劃線の畫

かるゝものにあらず。消費的信用は屢濫費に陥るものなり、然れども又多數の青年をしてその個人的能力を發達せしめ、而して大藝術家又は大學者たらしむるものなり、他の一方に於て生産的信用は、社會に對し通常、大なる利益を與ふるものなれども、時としては無知なるもの、無能なるもの、及び不正直なるものをして心のまゝに事業を左右せしむるの状態に陥らしむるものなり。

摘要

- 一、近時の發達せる交換の必要に應ずるに貨幣の不充分なることの證明せられたるより信用は一般の大取引に於て貨幣に代用せらるゝに至れり。
- 二、信用とは將來に於て同等價値の支拂はるべき約束に對し現在に行はるゝ貨物の移轉を意味す、夫故に特書すべき二個の根本的要素あり、時間及び信賴これなり。
- 三、信用の重なる用具は小切手、仕拂手形、爲替手形、約束手形、銀行紙幣、政府紙幣及び帳簿勘定是れなり。

- 四、銀行は信用取引を圓滑ならしむること及び信用を創造することに關するの機關なり、手形交換所は銀行間に於ける信用の移轉を圓滑ならしむることに關するの機關なり。
- 五、今日米國の諸銀行は甚だ廣き範圍にまで組織せられたる聯邦準備制度内に組入れられたり。
- 六、聯邦農園貸付條例は農園を抵當とせる貸付を容易ならしむるために制定せられたるものなり。
- 七、信用は貨幣支拂に要する時間と勞力とを節約す、且つ資本を節約し、資本の蓄積を進め、資本の一定額をして更に生産的ならしむ。
- 八、信用は往々人を投機及び詐偽に導き、又時として公共的及び私人的消費に於て濫費及び徒消を奨勵す。

復習問題

- 一、信用なる言葉は如何に多くの意義を有するか、經濟學上屢々使用せらるゝところの信用は如何なる意義のものなりや。
- 二、如何なる場合に於て信用に時間上の利益はあらざるか、信用の他の要素たる信頼が甚だ些少なるところの場合をあげよ。
- 三、小切手とは何ぞや、爲替手形とは何ぞや、仕拂手形とは何ぞや、約束手形とは何ぞや、公債とは何ぞや、約束手形の利益とは如何なるものなりや。
- 四、國立銀行制度を記述せよ、聯邦準備制度を記述せよ。
- 五、信用は如何なる影響を資本の生産的なる上に及ぼすものなりや、又資本の蓄積の上にならざるものなりや。
- 六、信用の危険とは何ぞや、社會に對する信用の弊害と個人に對する信用の弊害とを比較せよ。
- 七、銀行とは何ぞや、銀行の觀念として如何なる職分が必要なりや、如何なる他の職

分を或銀行は實行しなすか、如何にして銀行は利益を收め得るか。

- 八、手形交換所とは何ぞや、米國の手形交換所を通じて行はるゝ交換高は如何なる數量に達したりや、手形交換所を通じて行はるゝ交換高と貨幣の流通額とを比較せよ。

研究問題

- 一、小切手を認めよ、約束手形を作れ、仕拂手形、及び爲替手形を作れ、抵當を査察せよ、又債券を研究せよ。
- 二、手形交換所を訪問し、而してその手形交換の手續きを記述せよ。
- 三、若しも銀行の貸付及び割引が減少せるを發見したる場合に讀者は如何なる他の項目が同じく減少するものなりと期待しなすか、其理由を説明せよ。
- 四、銀行の營業報告に於て、資本は資産なりや、又は負債なりや、その理由如何。
- 五、「銀行は信用の製造所なり」といふの意義を説明せよ。
- 六、聯邦準備市とは何ぞや、聯邦準備地方の範圍は如何に定めらるゝか。

第六章 國際貿易

貨物の移轉即ち交換に關する本篇を了はるに先立ち、國際貿易の問題に關して多少論究するの必要あり。國民は孤立的に生存するものにあらず。時代の經過と共に商業は益々狭少なる地方的範圍を脱して世界的に其範圍を擴張す。國際貿易は最後の分析的研究に於て常に個人間の商業取引なり、而して多くの關係に於て一社會又は一國家内に於ける個人間の商業取引と全く同じきものなり。然れども國際貿易には別に特殊の性質ありて、狭少なる地域、或は單一なる政治的單位内に於ける商業とは實質的相違あるが故に、隨つて特殊の研究に値す。

本章に於てまづ第一に國際貿易の性質を研究し、次に國家によりて國際的商業上に賦課さるゝ關稅の形式に於ける制限に關する議論を以て本章を結ぶべし。

一、國際貿易の性質

根本的には勤勞に對する勤勞の交換 一國に於ける一個人が他國に於ける一個人に財貨を賣るときに何時にても、彼はその購買者が彼と同一社會にある場合に支拂要求をなすと同じく貨幣支拂の要求をなすものなり。然れども無數の賣買より生ずる個人的要求に對する支拂のために貨幣を發送し及び返送することの困難及び危険あるにより、大銀行業者(個人銀行)はそれによりて國際取引の大部分が全く貨幣の使用なくして決済せらるゝところの制度として發達したり。國際交換の組織は已に説明したりしところの手形交換所の組織と全く同じきものなり。米國輸出商が英國輸入商に財貨を輸送する場合にこれが支拂をなすに二方法あり。尤も普通なるは輸出商が其合意せる金額に對し輸入商宛に手形を振出すことなり、即ち輸出商は要求次第、又は特定の時期に於て輸入商に對し、手形の表面に記入せる金額を支拂ふべき指圖書を作るなり。輸出商は此等爲替手形を財貨の積荷證書其他の書類に添へて銀行に賣るを常とす、斯くて銀行は英國に於て支拂はるべきその指圖書の一定金額を受取るべき權利を買入るゝなり。次に國際取引決済の他の方法は、英國輸入商が英國の銀行に行き而して米

國輸出商を受取人として米國の銀行宛に英國の銀行により振出されたる爲替手形を買ふことなり。何れの場合に於ても若し取引が片務的ならば貨幣は財貨の代金として支拂はるゝが故に、大洋を横斷して輸送せられざるべからず。然れども實際に於て英國輸出商は同時に米國輸入商に向け財貨を船積しつゝあるを以て米國に對し相對的要求をなし得ることゝなるものなり。若し一方に於ける要求が、他の一方に於ける要求と同様ならば、何れにありても貨幣輸送の必要なきは明瞭なり、即ち種々なる要求は相互に對照せられ、而して相殺せらるべきなり。而してこの職分は精密に、國際商業を業務とする銀行によりて遂行せらるゝものなり。此等銀行は輸出商の振出したる爲替手形を買入れ、而してその作成せる爲替手形を輸入商に賣出すものなり。

以上は國際交換がたゞ二國間にのみ行はるゝ場合を假定して論じたるものなり。更に進んで數箇國、又は全諸國間に行はるゝ場合につきて考ふるも、唯大に複雑の度を加ふるのみにして、別に理論の異なるものあるにあらず。假令ば若し紐育に於けるAが倫敦に於けるBに對し或貨幣金額の負債ありとし、同時に倫敦に於けるCは巴里に於

けるDに同額の負債ありとし、而して更に巴里に於けるEは紐育に於けるFに同額の負債ありとするならば、凡べて此等の負債は此等諸國間に貨幣の一仙たりとも移動することなくして相互に決済し得らるゝものなり。

英國が早くより國際貿易上に於ける指導者となり、且つその地位を維持しつゝあるが故に、又英國の航運業が卓出して優越なるが故に倫敦の仕拂手形、即ち「スターリンク・エキステンチ」 Sterling Exchange として知らるゝ仕拂手形は一般に廣く、且つ快速に引き受けらるゝものなり。かくして香港の一商人はボストン、又は紐育市の銀行宛ての爲換よりは寧ろ倫敦銀行家宛の爲替によりて「ニュー・ハムプシャー」州の木綿貨物輸出商に支拂ふものなり。夫故に倫敦は屢「世界の交換所」と稱せらるゝなり。爲替相場 恐らく爲替相場の觀念は一地方に於ける個人が他地方に於ける貨幣を購入し得る相場として考ふることにより尤も善く理解せらるゝものなり。さて日常の經驗に於て吾人は常に吾が町に於て十弗を拂ひて、それより數哩を離れたる某處に於て十弗を買ひ得ることを知るなり。言ひ換ふれば吾人は割引もなく、又打歩もなく現金

に引換へらるところの十弗の小切手を送り得るなり。かゝる場合に於て此等兩地間に於ける爲替は等價なりといふなり。然れども若しも讀者にして新聞紙上に於ける財政金融欄を讀むならば、更に遠距離なる諸地方間に於ける内國爲替が屢々等價以上又は以下なることに、即ち打歩あり、又は割引あることに注意するならん。かくして紐育の一新聞は十五仙の割引あるものとして市俄古の爲替相場を掲載することあるべし、これ其時に於ける紐育の九百九十九弗八十五仙が市俄古に於て一千弗の貨幣を買ひ得るものなり。如斯きは原則として國際的爲替に於ても又同様なり。紐育及び「モントリール」間の爲替は困難なる問題を生ぜず、何んとなれば米合衆國及び加奈陀は同一なる貨幣單位を有すればなり。爲替が異なる貨幣制度を有する二國間に行はるときに、爲替相場は同様なる意義を有す、たゞその相違はその爲替相場が常に弗及び仙の名目にて記述せらるゝ——弗及び「ソヴェレン」間に於ける、法及び「サンチュム」に記述せらるゝ——弗及び法間に於ける、四「ライヒマルクス」に對し支拂はるゝ仙の名目にて記述せらるゝ——弗及び「ライヒマルクス」間に於ける如く、二個の異なる貨幣

名稱間にあるなり。さて英國の金貨「ソヴェレン」又は磅は米國貨幣に於ける四弗八十六仙六五に當りて純金分の同量「グレーン」を有するが故に、紐育及び倫敦間に於ける爲替の等價は四弗八十六仙六五なりと稱せらる。即ち爲替が等價なるときに、倫敦の一磅は紐育貨幣又は負債の四弗八十六仙六五を買取り得べく、而して反對に紐育に於ける四弗八十六仙六五は倫敦に於ける負債又は貨幣の一磅を買取り得べし。

何れの國なりとも二國間に於ける爲替の等價は其等兩國の貨幣制度を平等に到らしむるところの相場なり。

何れの國なりとも二國間に於ける爲替が一國に於ける居民が他國に於て仕拂ふべき負債を、その負債の價值と毫も異らざる金重量を表示するところの仕拂によつて消却し得るが如きものなるときに、その爲替は等價なりと稱せらる。

貿易の平衡 まづ暫らく國際爲替に影響する唯一の取引が貨物の輸出及び輸入なること及びこゝには英國及び米國といへるたゞ二國のみが關係しあることを假定し、さて何れの時なりとも、若し或一國、假令ば米國がその輸出するよりも更に多くの貨物

を英國より輸入しつゝありとせんか、如斯き状態の繼續する間、「貿易の平衡」は米國に「逆」なりと稱せらるゝなり。この場合に紐育の銀行は倫敦に取組む支拂手形を需要すること多きも、倫敦振宛の受取手形を需要すること少なし。反對に倫敦の銀行は紐育振宛の受取手形を提供すること多きも、紐育に取組む支拂手形を需要すること少し。

然れども、兩市に於ける銀行の目的は支拂上正金の輸送を省略するために支拂手形と受取手形とを相互平衡せしむるにあり。夫故に紐育の銀行は相場を高めて倫敦取組みの支拂手形に對する需要を抑制し、同時に倫敦振宛の受取手形の相場を高めてその提供を奨励せんとするなり。倫敦の銀行は同様なる方法により紐育振宛の受取手形の買入相場を低くし、又紐育取組の支拂手形の賣出相場を低からしむべし。而して此の場合に於て爲替は紐育に「逆」——不利——にして、倫敦に「順」——有利——なりと稱せらるゝなり。かくして倫敦に於ける一磅の負債を返却せんと欲するところの紐育の一市民は四弗八十六仙六五よりも高價に必要な支拂手形を買取らざるべからず。即ち彼はこの場合に打歩を支拂はざるべからず。同時に倫敦に於ける債務者は一磅を以

て紐育に於て四弗八十六仙六五よりも更に多くの債務を決済し得るなり。

「金貨輸送點」現時の大戦争の如き眞に非常なる事情中にある場合を除きて——紐育又は倫敦の銀行は個人的債務者が銀行に依頼することなしに各自正金又は地金を輸送するの却りて利益あるまで高き割合を支拂手形に對し要求し、又は同じく高き割合を受取手形に對し支拂ふことなかるべし。然れども爲替相場の變動、即ち騰落には狭少なからず制限あり。銀行家は自ら正貨の輸送をなすに自然に便宜なる地位にあり、而して爲替相場が騰貴し又は低落するときに其間にありて正貨輸送の取扱を専門となすところの或る銀行に對して正貨の輸送を有利なりとするの點に達することあるものなり。この二點——即ち等價以上なる、又は以下なる二點は正貨が何れかの國へ、又は何れかの國より輸送せらるゝの點にして、久しく「正貨輸送點」と稱せらるゝところのものなり、何んとなればこの點に於て金及び銀の輸送が行はるるものなればなり。然かも近年に至り金のみが差引勘定を決済すべく用ゐらるゝが故に、金貨輸送點と稱せらるゝに至れり。運送賃、保険料、荷造料、利息其他を合して銀行家の支出する正金

輸送の費用は英米間に於ける平準運送に於て今日英貨一磅につき略二仙なるが故に、英米間に於ける爲替の金貨輸送點は四弗八十四仙六五及び四弗八十八仙六五なり。言ひ換ふれば、爲替相場が四弗八十八仙六五以上に騰貴するときに金は紐育市場より輸送せらるゝことの始まり、又爲替相場が四弗八十四仙六五以下に低落するときに金は倫敦より紐育に向け輸送せらるゝことの始まるものなり。

こゝに再び學生諸君に注意せざるべからざることとは、問題を簡單ならしむるがために、國際貿易が以上説明せるが如く二國間に行はるゝものなりと假定せることこれなり。一般に國際貿易の場合を考慮するときに、諸問題は簡單なる説明をなすにあまりに複雑なる問題たるなり。されば吾人は單純に紐育及び倫敦、倫敦及び巴里、巴里及び伯林間に於ける爲替相場は英米兩國間に於ける貿易の數量及び差額によりてのみならず、又他國民の貿易に於ける貿易差額の數量及び方向によりて影響せらるゝものなり。

爲替の自動的堅實 事實上、國際間に於ける金の輸送は貿易の巨額にして種々多様

なるに比較し、驚くべくまでに僅少にして屢起るものにあらざるなり。而して如斯きの理由は自動的機械の微妙なる工夫と比較せらるゝ「抑制及び平衡」の自動的組織オートマチックシステムが絶えず働くがためなり。説明のために一例を挙げれば、「スターリンク」爲替が紐育に於て四弗八十六仙六五以上に騰貴するや否や、英國の財貨又は勤勞を見込にて購入する各米國人は一磅を値する財貨及び勤勞に對し米國貨幣の四弗八十六仙六五よりも更に多くを仕拂はざるべからざることとなるなり。かくて該米國人が英國書籍の輸入につきて考ひつゝあるか、又は英國の湖沼地方に週遊を試みんと計劃しつゝあるかの何れに於ても、彼は以前より更に多量多くを仕拂はざるべからざるところの爲替相場の騰貴によりて驚かさるゝものなり。勿論、多數の人々はこの事實を知り、又はこの事實に注意することなし、たゞ兩國間に於ける可能的商取引の巨大なる分野にありて、或人々のみこの爲替相場の變動を知り、且つこれを理解するに充分なるものなり。全體として米國人は以前よりも更に少く英國財貨を購入することとなるべし。同時に、又同様な變動によりて、如何なる種類なりとも米國の財貨を可能的に購入し得るところの各

英國人はかくして有利なる條件にて可能的負債を償却し得るものなり。されば、若し彼にして四百八十六弗六十五仙に表示せられたる米國財貨を購入せんと考ひつゝありとせんか、彼は新爲替相場により、倫敦に於て百磅よりも少き仕拂をなし、其等財貨を購入するにあたり生じたる債務を償却し得ることを發見すべし。こゝに再び、凡ての英國人が相場の變動したるを知り、或はその變動によりて影響せらるゝものなりと臆測するは不必要のことなり。然れども、爲替相場の騰貴は米國人に對し英國向きに賣行を容易ならしめ、而してこれと反對に英國よりの購入を以前よりも更に困難ならしむるものなることは明かなり。その結果として賣行の刺戟及び買入に於ける抑制は英國購入に對する倫敦取組の受取手形の提供を増加し、而して米國購入の仕拂に用ゐらるる倫敦振宛支拂手形に對する需要を減するに至らん。而して如期きは一般の傾向として順次に爲替相場を等價に復歸せしむるものなり。

安全瓣 乍併、如何なるときに於ても金貨輸送點の一が達せらるゝときにこの自動的抑制が其等金貨輸送點以内に爲替を保持するに充分強固ならざるに於ては、金貨輸

送の「安全瓣」は自動的に開かれ、而してこゝに「蒸氣を放散」す。一例として、「スターリング」爲替が紐育に於て四弗八十九仙まで騰貴し、而して其結果、金貨が紐育の銀行により著しく輸送せられつゝある場合を想像すべし。この場合に於て倫敦の銀行は金準備の増加せるを發見し、而して之に勵まされて更に大預金の形式に於て顧客に對する貸付を増加するに至らん。他の一方に於て紐育の銀行家は、金準備の減少せるを見て、貸付を回収し及び新貸付を成るたけ手控ふることによりて彼等の預金を制限す。これら各自の場合に於て兩國は爲替相場の變動より生ずる影響を受くるものなり——即ち英國に於ては交換の媒介物——即ち貨幣及び信用に於ける増加によりて影響を受け、米國に於てはそれに共應するの制限によりて影響を受くることゝなれり。英國の價格は騰貴するに傾き、米國の價格は下落するに傾けり。夫故に米國に於ける英國の購入を増加せしめ、而して英國に於ける米國の購入を減少せしむるの大なる傾向を生ずべし。慥に價格に於ける變動は普通に注意を惹くに至らざるまでに微少なり。恐らく米國財貨を買入れんと欲するところの英國人は其買入に使用する「貨幣」を容易

に求め得るも、他の一方に於て米國人はその貨幣の「サイト必^ト迫^ト」せるを見るべく、而して夫故に更に少許の買入をなすものなりと云ふを得べし。以上記述せる何れの方法に於ても、爲替相場か金貨輸送點以上に僅少なりとも騰貴するを抑制し、而して結局は之を等價に引戻すに至る者なれば、その實際的結果は同様なり。而して勿論、名稱及び用語の必要なる變更によりて同様なる説明は紐育に於て等價以下に低落しつゝある「スターリング」爲替の反對の場合にも適用し得るものなり。

實際的狀態は勿論記述し得ざるまでに更に複雑なるものなり。貿易はたゞ二國間のみ限られざるなり、國際的平衡は財貨の移轉バランスと等しく他の事情にもよるものなり、異なる國民間の通貨は凡べての場合に於て一樣なる確實性又は誠實性を有するものにあらず、多數國民は彼等自身、金の大生産者たるなり、而して夫故に該金屬の常例輸出者たるものなり。尙、恰かも説明したるが如き自然的原因の作用を通じて、世界に對する一國民の種々なる負債、而して其國民に對する世界の負債は永き道程に於て平衡すべき強き傾向を有す、而して一國民より他國民に移動する金の輸出は比較的

少額なることは實際の事實なり。

如、斯、く、に、し、て、起、る、が、如、き、金、の、輸、送、は、た、遅、々、と、し、て、變、化、し、つ、ゝ、あ、る、貨、幣、的、必、要、に、遵、由、し、産、業、世、界、を、透、し、て、實、質、的、に、一、般、的、價、格、水、準、を、維、持、す、る、の、途、に、於、て、世、界、に、於、ける、金、の、貯、藏、を、諸、國、民、間、に、分、配、し、而、し、て、再、分、配、す、る、の、經、濟、的、職、分、を、盡、く、す、ものなり。

以上の説明は何れの國民なりとも年々その購入するよりも世界の自餘の諸國民に更に多くを賣却し而してその差額として支拂はるゝ金貨を貯蓄することによりて富國となり、又は富國となり得べしといへる普通觀念の如何に馬鹿らしきものなるかを一度たりとも學生諸君に明瞭に知らしめざるべからず。現代に於ける吾等個人に於てすら如斯き方法によりて富を積むものにあらず。若し彼にして消費可能の財貨に對し支拂ふよりも更に多く支拂はるるものならば、彼は直ちに生産的なる、又は然からざる他の財貨を購入するためにその臨時的貨幣エキストラを消費するものなり。即ち彼はその貨幣を貯蓄することなし。乍併個人が富を積むに貯蓄の方法を選ぶの甚だ迂拙なりとするも、而してなほその購入せざるべからざるものよりも何等の幸福ぞ、更に多く賣却し得るの

事物及び勤勞を見出したらしむるには、彼はこの貨幣の貯藏によりて富を積み得ることを認容せざるべからず。乍併彼はたゞこの貯藏の方法によりてのみ富を積み得るものなり、何んとなれば彼の貯藏せる金の堆積が、その貯藏によりて財貨の價格が顯著に攪亂せらるゝことなきまでにその國の有する金の堆積と信用の大量と比較せらるゝと、甚だ少許なるが故なり。國民の場合にありてはこれと異れり。若し米國が海外より少く買入れ、海外へ更に多くを賣出し、而して金貨にて受取るところの差額を貯蓄しつゝ逐年進みたらんには——如斯きは不可能のことなれども——其結果として現はるゝは單に米國の價格(物價)が跳躍的に騰貴することなるべし。人民として、吾人は巨額なる貨幣を所有することゝなるべきなり、然れども吾人は金貨を以て最早多くを購入し得ざるなり——即ち吾人はより富有なり得ざるべし。乍併繰返してこれを説かんに吾人はその假定せるまゝに暫時なりとも行はれざるを見るなり、何んとなれば、我が米國の價格(物價)が騰貴するときに、他の諸國に於て我が米國の高價なる財貨の賣行を繼續すること、或は我等米國人の他諸國市場に於ける低價なる財貨の購入を阻

止することの不可能なるがためなり。

戰爭及び國際爲替 以上試みたるところの國際貿易及び國際爲替に關する説明は言ふまでもなく諸商業國民間に平和の維持せられつゝありとの假定の上を試みられたるものなり。従つて戰爭の場合にはある變更は明かに行はるゝものなり。かくして現時の歐洲大戰爭の戰時中、金貨輸送の費用はもはや金貨輸送點を決定するに當り決定的影響を與ふるものにあらず。かへりて、金貨輸送點は政府及び有力なる銀行聯盟の妥協的行動によりて決定せらるべきものなりと論せらるゝに至れり。

現時の戰爭期間中、交戰國民は斬壕内になるべく多數の兵士を維持するを生死の一大事と考へたり。かくしてその減少せる勞力の供給を以て、諸國民は食料品、衣服、及び其他勞働者及び彼等以外の人々によりて要求せらるゝ財貨に加ふるに、兵士によりて用ゐらるゝ軍物品を生産するとの殆んど、又は全く不可能なるを發見せり。此等状態の下に各交戰國民は失望的に諸中立國民の生産的資源にその供給を仰がんと試むるに至れり。然れども彼等交戰國民は明白に自國貨物の平常輸出を以てしては中立國

貨物の非常輸入の支拂をなすに到底充分なるものにあらざるなり。儘に彼等交戦國民は金の著しき輸送によりて輸入超過一部の支拂に充てたり、而して米合衆國は實に戰爭開始後の三十ヶ月間に六億弗以上の金を輸入せるなり。然れども諸中立國民に對し有利なる貿易の差引勘定尻はこの米國の金輸入額を遙に超過せるものなりき。而して如斯きの輸送額よりも更に多く金を輸送せんと企つるとは——如斯きの金額すら輸送するとは——聰明なる米國銀行家によりて理解せられ、而して認識せられたるが如く諸交戦國及び米合衆國の兩者にとりて殆んど一樣に危険にして且不利益なりしなり。

此等の事情の下に紐育及び倫敦間の爲替相場は低落し、而して長き間四弗七十五仙以下にて持續し、一時は四弗五十仙にまで下落したることありき。簡單に説明すれば一時、英國は所要の輸入に對し現金の支拂を繼續し得ざりき、而して夫故に不利なる爲替相場に反響せるが如く、財貨に對し——掛けにて——更に高價なる支拂を餘儀なくせらるゝに至れり。

倫敦の爲替相場が四弗四十仙以下に低落せしときに、貿易の困難は五億の英佛公債

が米國銀行家と商議せらるゝに至りしまでに兩國にとりて緊切なるものとなれり。規則的なる又國民的なる信用(即ち貸借)に關する該協定は從來の不規則的なる、又個人的なる信用に代りて、英國輸入商をして更に有利なる條件にて、——言ひ換ふれば等價に近く爲替相場を引上げて——米國の財貨を購入し得るに至らしめたり。

十九世紀の間、及び二十世紀の初數年間、英國の航運業は優越なりき、而して英國の投資及び商業は巨大にして且つ世界に互り擴布したりき、かくして國際貿易の支拂は到處、磅、志、片の名目にて振出されたる倫敦宛又は取組の支拂手形及び受取手形によりて行はれつゝありき。されば支拂輸入商は倫敦宛振出されたる爲替手形(受取)により米國又は輸出商に支拂ひ得たりしなり。しかも戰爭によりて起りたる混亂は如斯き實行の繼續を脅かせり。最大にして且つ最富有なる中立國の貨幣首府たる紐育は爲替の中心として、又は世界の手形交換所としてある種の利益を提供せり、而してその範圍を擴張して、國際的購入の支拂に用ゐらるゝ爲替手形(受取)が弗及び仙の名目にて同市宛振出さるゝに至れり。これ現時の大戰爭が國際貿易に於ける「スターリン

ク」爲替に代へて「弗」爲替を用ふべく脅迫するに至れりと稱せらるゝときに意味するところのものなり。(この一節は米國が現時の大戦争に参加せざりしときに起草せられたるものとして讀むべし)

國際貿易の特色 本章の始に説きたるが如く、國際爲替は他の貿易又は商業より根本的に異なるものにあらず。然れども國際貿易は特殊の變化を有するところのある特徴を有す。勞力及び資本は國家的境界を超へてよりは國家的境界以内において更に大なる程度を以て自由に一地方より他地方に、一産業より他産業に移動す。國語、慣習及び法律の相違、無智、恐怖、偏見、貧窮、及び感情、此等及び其他の諸勢力は國際間に於ける勞力及び資本の移動すべき道途に横はるものなり。

全體に於て資本は恐らく勞力よりも更に可動的のものなり。資本及び勞力の兩者は或る國よりは他の國よりも更に自由に移動し、或る國へは他の國へよりは更に自由に移動す。兩者は或る時期にありては他の時期にあるよりも更に自由に移動す。他の一方に於て移動の自由は勿論、單一國家内にありてすら完全なるものにあらず。新英蘭

土の一勞働者は無数の資縁によりてその都市、その國家、及び其地方に拘束せらるるものなり。養豚業によりて財を積みたるの資本家は「ジャーナル・オブ・オピニオン」、又は「ジャーナル・オブ・シヅァリゼーション」の如き新聞を發行するとに熱心に投資せんとするものにあらず。然かも堅固にして適切なる分類をなすにあたり以上の如きの困難ありとするも、尙ほ一般に且つ特殊なる程度に於て勞力及び資本は國民的に限局せらるゝものなるとは少からず眞實なるものなり。而してこの明白なる事實は或經濟的説明、吾人が現に理解するために求むるところの經濟的學説を要求するに至れり。

比較費用の原則 さて吾人がまさしく参照したるところの第一の學説は「比較費用の原則」として經濟學者に知らるゝものなり。こゝに該原則を次ぎの如く簡単に説明するを得べし、何れの國なりとも、二國民間の貿易は、交換せらるゝ財貨の生産に要する絶対費用に於ける相違によるにあらずして、かへりて其等(財貨の生産に要する)比較費用に於ける相違によりて決定せらるゝものなり。殊に各國民は輸出のために、その生産上、比較的最大の利益を享有せしむるところの財貨を生産せんと欲するもの

なり、比較的、最小の、不利益を、感せしむるところの、財貨を、生産すべし。而してこゝに例解によりてその説明を試むべし。

さて以前の如く、まづこゝにたゞA及びBの二國あることを假定し、而して更にその國々に於て唯x及びyなる二個の經濟的財貨のみ生産せらるゝものなりと假定すべし。更に國家Aに於て財貨xの一單位は一日の勞力を以て生産せられ、而して財貨yの一單位は二日の勞力を以て生産せらるゝものなりと假定し、同時に國家Bに於て財貨xの一單位は二日の勞力を要し、而して財貨yの一單位は五日の勞力を要するものなりと假定すべし。

若し貿易が絶対費用に於ける相違によりて決定せらるゝものならば、貿易はA及びB兩國間に於ける假定的事實の上にかかることとなるべし。Aはx及びyの兩財貨を生産し而して其等を消費す、而して兩財貨はA國內にありて其等の絶対費用の割合、即ちyの一單位に對しxの二單位の價值比率に於て交換せらるゝものなり。Bも亦x及びyの兩財貨を生産し而して其

A	B
x 1 ← 2	
y 2 → 5	

等を消費す、而して兩財貨はB國內にありてyの一單位に對しxの二單位の價值比率に於て交換せらるゝものなり。此等の状態を數字的に觀察するために、A及びBの兩國に於て何れの時にありても生産のために使用せらるる勞力を二千百日程なりと假定すべし。さて暫らくA及びBの兩國が其等財貨を生産するものなりと假定し、かかる場合に於て如何に交換の行はるべきかを觀察すべし。

Aに於てxを生産するに要せらるゝ七百日は

xの七〇〇單位

を生産すべし。yを生産するに要せらるゝ千四百日は

yの七〇〇單位

を生産すべし。

Bに於てxを生産するに要する六百日は

xの三〇〇單位

を生産すべし。yを生産するに要せらるゝ千五百日は

yの三〇〇單位
を産出すべし。

さて國際貿易を行ふことなく、Aは假定せる分業法によりて

$$700x + 700y$$

を産出するを得、而してBは

$$300x + 300y$$

を産出するを得たり。

而してさて比較費用の原則が正しきこと、而して該原則に依りてAはyを生産し而して之を輸出し、同時にBはxを生産し而して之を輸出するものなりと想像すべし。

さてAの千五百日の勞力はyの千五十單位を産出すべし。若しAが消費のために需要するものとして第一の場合に假定したりしところのもののみを保留し而して之を消費するものとせんか、Aはyの残高三百五十單位を輸出し得るものとして國內に所有すべく、而してこれと交換に七〇〇xよりも更に多くの或貨物を輸入貿易によりて享

有し得るものなり。同様なる方法に於て、Bは二千百日の勞力によりてxの千五十單位を産出すべし、而して若しBが既に説明したると同額、即ちxの三百單位を國內の消費として取り去るとせんか、Bはxの残高七百五十單位を輸出し得べし、而してこれと交換に三〇〇yよりも更に多くの或貨物を輸入貿易によりて享有し得るものなり。

更にこの兩國を聯結して考ふるに、吾人はAが七〇〇x以上の或貨物に對し三五〇yを賣却し得べく、同時にBは三〇〇yよりは更に多くの或貨物に對して七五〇xを賣却し得るを見るなり。即ち此等二個の價值比率

$$\frac{700}{350} \left(= \frac{1}{2} \right) \text{ 及 } \frac{300}{750} \left(= \frac{2}{5} \right)$$

即ち此等 國に於ける異なる絶對的費用の比率の間に兩國民は交換により利益するものなり。何れの點に爲替相場(交換の割合)——言ひ換ふれば國際的價值——がかかる場合に立てらるものなるか、又は如何にして該爲替相場の決定せらるものなるか

につきては次節に於て考究するところあるべし。こゝには暫く吾人の注意を次に表明するところの事實に集中すべし、二國の一方に於ける、各貨物の絶對的生產費用は他の一方に於けるより遙に大なる場合にありてすら、若し其等の比較的費用が異なるものならば尙交換は兩國間に起り得べし、即ち一國はその生産上に於て最少なる比較的、利益なるところの貨物を生産し及び輸出し而して之れと交換にその生産上に於て他の一國に於ける比較的、利益が尤も大なるところの貨物を輸入することによりて交換は起るものなり、而して爲替相場(交換の割合)——言ひ換ふれば價值——は何れの場合にありても二國間に於ける絶對的費用の相異なる割合と割合との中間なる或處に定まるものなり。

國際的價值 今や吾人は諸國民間に於けるが如き勞力及び資本の不動性より起るところの國際貿易の第二原理又は説明を考察せざるべからず。若し財貨が國際貿易に於て必然に生産費用の割合により交換の行はれざらば、國際價值——即ち爲替相場(交換の割合)を決定するは何物なりや。吾人は既にこの爲替相場又は國際價值なるものが

もし各二國民が貨物を兩つながら生産する場合に生ずる絶對費用の二個割合の中間なる或處に定まるものなることを見たり。於是、更に一步を進めざるべからず。

まづ兩國間に於て相互に貿易を開始せんとするにあたり、二國中の一國に於ける欲望の最大満足は棉花及び絹織物を前者にありては「バウント」十五仙、後者にありては「ヤード」五十仙を要する勞力の支出費用によりて生産し得るときに享有せらるゝと雖も、他の一國に於て同様なる二貨物を生産するに夫れ夫れ、「バウント」十仙及び「ヤード」七十五仙を要するものなることを想像すべし。而して交換せらるゝものがたゞこの二貨物なること、及び運送費用を考慮外に除去することを假定する場合に、吾人は絹織物が棉花と交換せらるるために第一國より第二國に輸送せらるゝを想像し得べし。

絹織物の價格は五十仙及び七十五仙の中間なる或處に定まるべし、棉花の價格は十仙及び十五仙の中間なる或處に定まるべし。此等個々の場合に於ける精確なる價值は長き間には交換せらるゝ棉花と絹織物との價值を同様に適合せしむるところのものな

るべし。而して其然からざりし場合を想像せば、其場合に於て其等の價格が百萬弗に値ひする絹織物が第一の國より輸出せられ、而してたゞ五十萬弗を値ひする棉花のみが輸入せらるゝが如き價格なりと想像すべし。まづ第一に貿易上の差額は恐らく金貨にて支拂はるゝものなり、乍併第二國よりの金貨を誘出することは其以上に絹織物の輸入を阻礙するまでに其國の物價を引下ぐるに至らん、而して第一の國への金貨の流出は同國への棉花の輸入を奨勵するまでに物價を引上ぐるに至らん。而して如斯きは貿易の平^{エキリブリアム}衡が確立せらるゝまで繼續すべし。

更に進んで交換せらるゝ貨物の數を二個に限るとの代りに、多數なる場合につきて考ふるとするも、以上の説明は尙之を適用し得べし。さればこの學說、又は説明は次ぎの如く略説するを得べし、——國際貿易に於ける價值は相互交換的國際需要を平均し、而して其等貿易國に於ける價格の一般的水準を平均するが如きものたるべし。この學說はジョン・スチュアート・ミルによりて明瞭に展開せられたるものにして、國際的需要平均の學說として知らるゝものなり。

國際貿易の利益

吾人は既に國際貿易は何れの國民に對しても所謂有利なる貿易の平衡より得たる「財寶」^{トレンジエア}を堆積することによりて「富有國たる」の可能性を提供するものにあらざること説きたり。かくして國際貿易の眞の利益は次の如し。

- (1) 各國がその國內に於て自ら生産せざるところの財貨を享悦し得ることその一なり。
- (2) 各國が各自それにより比較的最大の利益を享悦し得るところの、又はそれによりて最も困難なる場合にも比較的最少の不利益を受くるに止るところの生産の形式にその資源と精力とを傾注し、依つて以て最大量の満足を享受し、而してその國民の努力及び資源を節約し得ることその二なり。

二、國際貿易上に於ける制限、保護貿易主義

制限の目的 各國家は常に國際的商業上に制限を加へたり、而して其等制限に關する歴史の研究はかゝる制限を加ふるに、少くとも四個の動機ありしを闡明せり。

- (一) まづ第一に古代に於ける希臘、希伯來及び其他の國民は隣國との接觸を好ま

す、且之を恐れたるが故に、國際間の商業に制限を置きてその接觸を最低限度に引下げんと試みたり。

(二) 第二に最も普通なる制限の原因たりしは國際的商業を以て國家收入の財源たらしめんとせるの願望これなり。而してこれがために屢々輸出入に對し關稅は課せられたり。今日英國に於て唯輸入品にのみ課稅せらるゝが、其目的は成るべく多額の收入を得んとするに在り。

(三) 第三に、關稅はかの所謂「貿易の有利的平衡説」により一時は屢々貴金屬の供給を得るの目的にて徵收せられたり。然れど今日の文明國にしてかゝる方針によりて課稅するの國はこれあらざるなり。

(四) 最後に、今日多數の國家は收入を得るの目的を以て、而して同時に自國生産業者を奨勵し且つ保護するためには外國の競争を弱むるの目的を以て國際的商業を督制す。此目的のために用ゐらるる制限は國內に生産し得るところのものと同種なる輸入貨物に關稅を課するの形式をとるものなり。此の種の課稅は保護稅と稱せらる。而して

此等の關稅は集合的に保護稅率と稱するところのものを構成す。かくして自國の生産業者は外國の競争に對して保護せらるゝものと稱せらる。勿論、或場合に於て以上説明せる制限の一以上若くは凡べてが、かくして他國民との國際商業を督制するところの國家により採用せらるゝことの亦不可能にあらざるなり。

保護貿易に關する一般的問題はその論究を完了するためには數冊を要するが如く範圍の極めて廣きものなり。こゝには該制度に對する賛成論者及び反對論者の兩者間に争はるゝ議論の重要な論點を簡單に説明し、關稅問題の重要なことの一般的考慮に注意を與へ、及び如何なる期待的變革を統一的に米國關稅制度に加ふべきものなるかを暗示するを以て満足せざるべからず。

保護貿易論者の主張 保護貿易論者はその賛成する關稅制度を以て國民主義、即ち國民統一の強烈なる感情を向上するものなりと主張す。更に彼等は國內商業の奨勵せざるべからざるとを高調す、何んとなれば國內商業は國內の市民をして相互に團結せしむるものなれども、國際商業は其性質として世界的なるより寧ろ市民をして相互に

分離せしむるの傾向あるが故なり。國民的精神及び強烈なる國民的感情はかゝりて國民的實力及び國民的獨立てふ觀念に存在す、此の國民としての實力及び獨立は國民が廣く種々なる産業的利益關係を有する場合にのみ存立し得るものなり、而して夫故に保護關稅は國內に於ける種々なる産業の發達を奨励する爲めに課せざるべからずと主張す。又米國の保護論者は、米國の如き新開國にありて多年の經驗を有する外國生産者の競争に對して、一時的なりとも内國生産者を保護するにあらざれば、國內に存在する大なる自然的利益を利用し得ざるべしと主張す、かくて(1)種々なる自然的産業を發達せしむるの議論と(2)幼稚なる産業を保護するの議論とは——何れも保護貿易論者の強烈に主張するところにして——相互に補充せらるゝの議論なり。又保護貿易論者は論じて曰く、舊國は蓄積せる熟練と資本とを、するの理由によりて新進の競争國が將さにその基礎を置かんと努めつゝある新事業を其幼稚なるときに於て破壊し得べしと。此の主張と密接に關係せる他の主張は(3)軍事的理由に基くもの是なり。産業的自給自足は戦争の場合に國家に大裨益を與ふるものなり、何んなれば斯かる状態は軍

事上の可能的禍害より來る困難窮狀を減縮するを得ればなり。此故に平和の時にありて國民は國內産業を成るべく多種多様ならしめ、之を保護し、之を哺育し、及び之を養成して戦時に備へざるべからずと主張せらるゝなり。この有力なる議論は屢々經濟學の父と稱せられ、而して他學者の何人よりも尤も多く自由貿易のために努力したるところのアダム・スミスによりて認容せられ、而して又デョーヂ・ワシントンによりて力說せられたり。而して現時に於ける歐洲大戦争は此主張にまで新らしき特徴を與へて多數者の考ふる如く相當なる産業的自給自足は從來一般人民が認め居りしところの範圍よりも更に廣濶なるものとはなれり。(4)又國內市場は尤も優勝なるものなりと主張せらるゝなり、何んなれば國內市場は戦争又は國際的紛擾の打撃を受くると尤も少くして、——尤も安全なるが故なり。(5)尙保護貿易論者は論じて曰く保護主義關稅制度は自國製造業者間に農産物の充分なる市場を有する場合に其生産物を遠く外國に輸送するの必要なく、従つてその費用を節約し得るところの農夫に對して特殊の利益を與ふるものなりと。(6)更に米國の保護貿易論者によりて維持せらるゝの主張は何れの國民

と雖も土地より取り去られたる養分が肥料其他同様のものを用ひて補はるゝにあらざれば、國民は其繁榮を永久に持續し得るものにあらず、而して此等地方の補充は農産物が自國內に於て消費せらるゝときに於てのみ行はれ得るものなりといふことこれなり。其他勞働問題の始めて重要となりし以來常に唱へらるゝ最も普通なる論點は(7)保護的關稅は米國勞働者に對し高き賃銀の支拂はるゝの原因にして、又如斯きの高き勞働賃銀を維持せんと欲せば保護的關稅も亦勢ひ維持せざるべからずといふことこれなり。

米國以外なる諸國の經濟狀態の相違は其等諸國をして米合衆國に於ける論點と異るところの或る保護貿易論を唱へしむるに至れり。一例をあぐれば獨逸に於て、穀物の自由貿易の下に加奈陀、亞爾然丁及び其他世界に於ける或地方の豐饒なる新開地が「強奪的」農業によりて浪費的に利用せらるゝ間、獨逸の人口は永く安全以上に増加するものなりと論せらる。更に議論を進むるときに、此等の諸國も遂にその浪費的なる農作法を廢棄するに至るべく、而してその結果として食料品の價格は必然に騰貴せざるべからず。夫故に保護稅を食料品の輸入に賦課し、依つて以て獨逸人民の大部分をして

依然、その注意深き農作を繼續せしむべく彼等を誘致し、而して獨逸の人口を常に抑制的狀態に持續すべしと論せらる。又軍事上よりの主張は獨逸に於て強烈に力説せられ、而して獨逸人は恐らく一般に、現時の歐洲戰爭に於て彼等獨逸人をして劍を把つて立たしめたるゝところの事態が大に獨逸の採りたる政策を肯定するものなりとして信するならん。最近數年間英吉利に於て母國及び數多の自治的英領殖民地によつて相互に承認したる稅率讓歩によりて更に一步を進めたるゝところの帝國主義は英國傳來の自由貿易政策によりて阻礙せらるゝものなりとの議論を強むるに至れり、何んとなれば該自由貿易政策は稅率讓歩に對して餘地を有するものにあざればなり。英國にありて更に屢、提唱せらるゝところの議論は保護關稅制度を設くることによりて英國は他諸國の商業的制度に對し同じく制限を加へて、其等他の國民より有利に自國の商業を安んずらしむるを得るものなりといふことこれなり。而して英國に於て、軍事上よりの議論は又大に保護論者の感情を強むるに至れり。

保護貿易主義の反對論 「自由貿易論者」^{フリー・トレーダー}てふ名詞は一般に保護貿易論の反對者に適

用せられたるものなり、然れども該名詞の嚴密なる意味にての「自由貿易論者」は事實に於て見るを得ざるなり。實際に於て自由貿易論者と稱せらるゝところの凡べての論者は、たゞ本來「收入主義の關稅」政策として説明せらるゝところの政策を主張するの人人なり。而して此等論者の多數は期せずしてある程度の保護法案を認容するものゝ如く選擇せられ、及び構成せられたる稅率表を拒否するものにはあらざるなり。

さて徹底せる自由貿易論者は決して輸入に對し關稅を課することなかるべし。而して自由貿易論者の主張を付度すれば次ぎの如きものなるべし、曰く輸入に課稅することは、殆んど例外なく、自國消費者によりて負擔せらるゝものなりと。從つて最後の分析的研究は何れの國家なりとも、その人民は彼等自身の費用を仕拂はざるべからず、又彼等は其費用を外國人にまで轉嫁し能はずといふに到着す。夫故に輸入に課稅することは劣惡政策なり、何んとなれば輸入課稅は人民をして該課稅を仕拂ふものは他人なりと考へしむるものなればなり。更に又輸入稅は輸入商によりて仕拂はるゝも、最後の消費者にまで高價を以て轉嫁せらるゝところの間接稅なり。而して間接稅は關係

的に更に大なる重稅を貧民階級に負擔せしむるものにして、隱密なる、不誠實なる、非民主的なる、而して不平等なるの租稅なり。如斯の租稅は國際的商業を抑制し、且つ國際的好感情、友誼及び平和を阻礙するものなり。若し凡べて我が稅關の燒棄が一回の戰爭を防止し得るとするも、その國民的所得はあげて數ふべからざるべし。然れども前きに論じたるが如く、實際に於て眞實の自由貿易論者あるを見ざるなり——彼等の主張する議論の眞價は期待せらるゝが如くしかく多からざるなり。

以下記　るところの議論は「自由貿易論者」の議論にあらず。寧ろ其等の議論は「唯一收入的關稅主義」を把持するところの議論なり。恐らく保護貿易論對する反對論と稱することの更に適當なるものあらん。

保護貿易主義に反對して屢論せらるゝところの主張は、(1)保護的關稅は人爲の法律によりて拘束せらるゝことなく、自由意志によりて買ふを得べく又は賣るを得べき各個人の天賦の權利を侵害するものなりといふことこれなり。然れども吾人はこの所謂天賦權利説を假面を被りたる獨斷説として排斥するを得べし。元來此説は論争の焦點

を假定したるものなり、何んとなれば「天賦」なる語を使用するにあたり、かゝる議論の重要視せらるゝ以前にまづ確證を要するところの當面の事柄を臆斷したるものなるが故なり。凡べての歴史及び近代に於ける大思想家の意見は皆斯くの如きの臆斷説を拒否す。さればかゝる議論を再び繰廻すの要なかるべし。

(2)米國に於ける保護税は屢々憲法違反なりとして論せらるゝなり。然れどもこの非難は無益の議論なり。米國に於ける有名なる法理學者の意見は常に保護主義關稅の憲法上合法なるを認識して其維持者たると共に、米國大審院も亦未だ曾つて保護主義關稅を以て憲法違反として論告するの判決例を作りたるが如きはこれあらざるなり。

關稅を單に收入主義によりて課せんとする主張の最も有力なる議論は、保護政策は一方に於て到底其求むるところの目的、即ち所期するが如き收入を國庫に與ふるものにあらざるのみか、又他の一方に於てかゝる政策は事實上國家の利益を明かに害ふものなることを指示せんと努むるところのものなり。

(3)まづ第一に、收入主義の自由貿易論者は保護貿易主義は國民的感情の開發進歩に

必要なるものにあらずと主張す。而してこの主張を立證するために、該論者は過去半世紀に亘りて諸國に於ける國際貿易が未曾有に發達せるを見たと同時に、國民的感情も亦世界を通じて驚くべく發達せるを見たるの事實を擧ぐるものなり。

(4)又保護貿易論の反對論者は「保護關稅は米國の如き國柄に於て産業の特殊なる種類を多からしむるために必ずしも必要なるものにあらず、と主張す。純然たる農業國にありては産業上急速なる進歩の見られざるは何人も認むるところなり、しかも如何にして米國の如く土地尨大にして、氣候一樣ならず、且つ無限無數の天然的富源を有する國家が、よし其産業が煩はしき制限及び規則によりて羈束せらるゝことなく放任せらるゝとしても、尙多種多様の産業を有するの國たるを得ざるものとは容易に理解し得ざるなり。

保護關稅の一般的影響 而して保護貿易論に對する更に根本的、包括的、而して尤も強固なる經濟上の反對論は、(5)新産業が或る國家に於て保護關稅の結果として起りたりとするも、如斯きの新産業は、自然的に更に多く有利なるところの或他の産業より

必要なる資本及び勞力を引去り、又は有利なる他の産業への資本及び勞力の伸用、抑
制することによりて起るものなり、而して夫故に如斯き凡べての新産業の發達はかへ
りて其國家の可能的生産力及び財富の減縮を意味するものなりと主張す。

更にこの一般的議論を肯定的形式に叙述すれば、個人の場合に於けるが如く國家の
場合に於ても、貿易に従事する各與國は若し該貿易にして抑制せらるゝことなからん
には、規則的に最大利益を收受し得べし、何んとなればたゞかゝるときにのみ國民の
勞力及び資本が自然的に尤も生産的なる職業に使用せらるゝものなるが故なり。

以上の説明の眞實なることは一般に認めらるべし。若し如何なるものなりとも新た
に計劃せられたる産業が之を開始することの眞の經濟的利益を表示するところの自然
的利益を有するものならんには、外國の競争に對して關稅の城壁を築きて之を保護す
べき何等の理由これあらざるなり。されば該産業は保護の必要ありと主張するはその
産業の非經濟的なることを自ら許容するものなり。而して若しも、如斯の産業に使用
せらるる勞力及び資本が其等が現に生産しつゝあるものよりも更に少く生産するもの

なるの故に根本的に非經濟的のものならんには、該産業は保護關稅を以てするも經濟
的たり得ざるものなり。勿論、かくいへばとて被保護産業に投資せる人々が利益を舉
げ能はずと論ずるものにあらず。若し我が米國にして或財貨（例せばバナナ、茶、護
謨の如き）の輸入を禁止し、而して此等財貨の自國生産業者を充分に高き價値を以て
誘ふものなりとせば、我等は恐らくメーン州に於て「バナナ」を生産し、インテアナ州
に於て茶を生産し、而してオレゴン州に於て護謨を生産するに至らん。而してメーン
州のバナナ園藝業者は大なる利益を收め得る程度に多く報償せらるべし。然れども彼
の收得せる利益は明かに一般人民の費りたるものなり。全體として國民、資本及び勞
力はその生産力をより少からしむるものなり。而して如斯き生産物の耕作は一般的公
共經濟に反するものなり。

しかし多數の經濟學者は以上の議論に斟酌を加へてかゝる新産業は（その保護せら
るゝことにより）自國に外國資本を吸収し得べく、しからざれば該資本は他に放下せ
らるゝものなることを承認す。彼等は又新産業が天然的利益を缺如せるによることな

く、たゞ彼等がその敵手たる外國競争者が長期間存立の理由によりて享有するところの専門化せる熟練と資本とを直ちに得能はざるが故に、時として妨げらるゝものなることを承認し、而して若しも如斯き「幼稚なる産業」が急速に自給的獨立の状態に達したらんにはその國民は如斯く産業の樹立を速に成就せしむるに要したるの費用に對し報償すべきものなどの議論をも承認す。然れども、彼等は「幼稚なる産業」てふ名目を殆んど一世紀に亘りて國家より關稅的保護を得たるころの事業に適用することに對して抗論す。實に(6)「幼稚なる産業」が其幼稚なる時期を延長せし事實、而して或る場合に於て自ら維持せられ、又は自ら維持せざる可からざるときにすら、保護に對して哀求したるの事實は、保護政策に反對する議論に最も有力なる論據を與ふるものなり。若し幼稚なる産業にして保護によりても尙ほ自ら維持するに到らざるば、其等産業は正常なる價格以上にその生産財貨の價格を引上げて引續き持續すべし、若し其等産業が競争に對抗し得るに至りても尙ほ保護せらるゝことあらば、彼等は合同に依りて公然の自由競争が定むる所のものよりも更に高き價格に於て之を維持することあら

ん。疑ひもなく最近數年間、保護政策は健全なる國際的競争を遮斷して獨占産業を助長せしめたり。保護論者の常に主張するところは内國生産者間の競争は價格を維持(即ち騰貴せしめざるに)するに十分なるべしといふことなり。然かも吾人は保護せらるゝ産業の多數の場合に於て、合同は競争に代り、而して自國生産者は低き價格にて外國市場に競争すると同時に、同一貨物を保護税が許す限り高き價格を以て自國同胞に賣却するの矛盾せる事實によりて對照せらるゝものなり。

保護政策は労働者を保護するものなりや 更に(7)保護政策は労働者を利益するものなりとの保護貿易論者の議論は精密なる分析的研究に堪へざるものなりと主張せらる。米國に於て今日見るところの保護關稅が設けらるゝにいたりし以前殆んど二百年の間、米國労働者の賃銀の高かりしことは幾度か注意を惹き、且つ説明せられたり。土地は願ふまゝに所有するを得たり、夫故に労働者を傭はんと欲せば獨立農業者たるの地位より彼等を誘引し得るに十分なる高き賃錢を仕拂ふにあらざればその目的を達し得ざりしなり。これと同様なる状態は十九世紀の間存續し而して尙今日にも及べり。

關稅と賃銀との全關係問題は多くの複雑なる經濟問題を包括す。こゝには單に該問題に關して必ず考へざる可からざる最も重要なもの一を採りて、讀者の注意を惹くに止めん。勞力は貨物と競争するものにあらずして他の勞力と競争するものなり。勞働者は自ら貨物に需要す、而して其勞力に對して多くの貨物を需要し得たる時にそれだけ利益の多きものなり。換言すれば其賃銀は單に貨幣的賃銀として高きのみならず、又國民的福利及び繁榮を表示するところの低廉なる價格との關係に於て高き賃銀たるものなり。若し勞力を保護するの必要あらば、租税は勞力の生産物に課するよりは寧ろ勞力の輸入に課せざる可からず。然らざれば國內の勞働者は入國せる勞働者群團の競争にあふて賃銀の低下せらるゝに至らん、且つ同時に内國企業者に與へられたる保護によりて、生活費の不相當に騰貴せるを發見すべし。

政治上の議論 尙保護貿易主義に對する反對論を叙述するにあたり、若しも保護貿易主義に對して尤も強烈なる非難として目せらるゝところの多くの論點を指示するにあらざれば其等の反對論は完全なものにあらず。保護貿易制度の反對論者は米合衆國

にありて政府に對し論證せらるゝ腐敗の大部分は保護貿易制度によりて生じたるものなりと主張す。この見解に依るに、打立てられたる保護貿易に固着せる利益は新らしき且つ價值ある特權を求むるために、及び既に與へられたる其等特權を保護するため絶えず華盛頓府を包圍するところの種々なる利益の中心たるものなり。如斯きは保護主義の弊害を誇張的に説けるものなりとするも、(8)制度としての保護貿易主義は正義なるもの、誠直なるものとして安全に政府を維持することの困難を大に増加したるや疑ふべからず。

財政上の議論 最後に、保護貿易主義に反對して論争せらるゝは(9)たゞ收入主義の關稅のみ純然たる財政上の立場より採用せらるべきものなりといふことこれなり。この議論を維持するため、保護的關稅に對照して如斯き收入主義の關稅は僅少の貨物に賦課すべきものにして、之を理解し且つ實施するに簡單なるべく、而してその徵收費はその收入金額に對し僅少なるべしと主張せらるゝものなり。

總般的觀察 今や、以上の論究を概括してこゝに總般的觀察をなさるべからざる

に至れり。第一に國際貿易に關する全問題は餘りに誇張的に重要視せられたり。英國はたゞ收入主義の關稅によりて繁榮し、合衆國は保護政策の下に繁榮したり、而して如何なる程度に迄英國の繁榮が收入主義の制度に負ふ所ありや、又如何なる程度に迄合衆國の發達は保護政策に關係なく遂げられたりや、吾人は是等につきて答ふることは能はず。固より關稅制度は眞に重要なものなり、然れども産業の存否を左右する迄に重要なものに非ず。更に又合衆國に於ける國內商業は外國貿易よりも更に重大なるものにして又更に重要なものなり。實に「ミシシッピー」流域の國內商業のみにて我が外國貿易の全額よりも遙に大なり。米國憲法の下に各聯邦間の商業は自由商業なり。されば我が米國商業の大部分が既に自由貿易なるが故に、我が米國は保護政策の下にありて繁榮したるが如く明かに（自由貿易によりて）亦繁榮し得るものなり。

第二に、國民の繁榮に關する統計は、それによりて常に表示せらるゝが如く、何れの方面に於ても該問題に關して殆んど何等の光明をも與へざるなり。近代的國家の關稅政策は疑もなく其等國民の産業生活に於て第二位的又は緊切ならざるの要件なり。

發見及び發明、普通及び専門的教育の普及、我が國民各階級の希望に満てる功名心、智識の發達等、凡べて是等のものは過去十九世紀に於て世界の財富を驚くべく増加せしめたる原因中の主要なるものなり。

第三に、合衆國關稅制度は、多くの點に於て明かに幾多の缺點を有するものなれども、しかも歴史的に深き根柢を有するところの經濟上の産物なり。此歴史的發達は直接に又間接に我産業生活の大部分をして保護政策の下に立つべき運命に立ち至らしめたり、故に何等の故障なく急激に脱出し得べきにあらず。然れども尙ほ事態の不良なるを知りつゝ永久に之を寛容せんとするは耐へ得べきにあらず、夫故に一般に是認せらるゝが如く、吾人は我が關稅政策に改善の加へられんことを要求す。而してこれを米國の利己的考慮より云ふも、我が關稅表を低下するの要求は勢ひ起らざるを得ず、何んとなれば他の列強は我が非友誼的なる關稅の取扱に對して報復しつゝあるか、又は報復するの氣勢を示しつゝあればなり。

最後に、以上概括せる理由より、及び其他の理由より將來に於ける關稅の變更は黨派

的政策の玩弄物たるを避け、更に多くこれを以て聰明なる専門的研究の主題たらしむべしとは極度にまで希望せらるゝことなり。民主國にありて關稅問題の如き大問題を政治より除外せざるべからずなどいふは勿論不可能のことなるのみならず、又願はしきことにあらず、然れども政治は専門家の意見及び忠告を重要視するところの公明なる政治ならざるべからず。言ひ換ふれば凡へて將來に於ける關稅立法は専門關稅委員——永久的なるを希望す——によりて指導せられざるべからず、而して該委員は全然公開を要件としてその調査を行ひ、而して關稅の變更がよつて以て立脚するところの變りゆく状態につきて秩序的に一般公衆に報導するところあらざるべからず。今や米合衆國の人民はこの問題トクに關して一般的協意一致に達したるが如し、而してこゝに提唱せらるゝが如き關稅委員は已に(千九百十六年)米國議會によりて設置せらるゝこととなれり。

摘要

- 一、國際貿易は其要素に於て貨幣に對する各個人間の商業なり、又その最後の結果に於て各國間に於ける勤勞に對する勤勞の交換、即ち商業なり。
- 二、貿易の差額は爲替相場を決定する主なる要素なり。
- 三、國際貿易は勞力及び資本の移轉が國內に於けるが如く國際間に於て自由に移動せざるを以てその特徴となすものなり。
- 四、國際的貿易は絶對的費用の相違によるものにあらずして比較的費用の相違によるものなり。
- 五、國際的價値は相互的需要の平衡によりて決せらるゝものなり。
- 六、一般的價格及び國民的貨幣供給は貿易上の状態によりて支配せらるゝものなり。
- 七、國際的商業の取締は種々なる理由より各國民間に行はるゝを普通とす。
- 八、保護主義は國民主義を強固ならしめ、産業の種々なる種類を發達せしめ、産業的獨立を確立せしめ、又運賃を節約せしめ、土地の生産力を保持せしめ、且つ高き賃銀を維持せしむるものとして辯護せられたり。

- 九、保護主義は天賦の権利に反するが故に、又憲法上不合法なるが故に、産業上不必要なるものとして攻撃せらるゝなり。又保護關稅は資本及び勞力を必然的に天然によりて、より多く生産的なるところの産業より、勞力及び資本が天然により少く生産的に使用せらるゝところの産業に轉向せしむるものなりとして攻撃せらるゝなり。
- 十、保護貿易主義は屢、獨占業を養成し且つこれを保護す、而して政治的腐敗の弊源なり。財政上より考慮するときに收入主義の關稅制度は尤も願はしきものなり。
- 十一、米合衆國の關稅制度は歴史的發達なれば突如これを變更するよりも、更に保守的に意を用ひて改正すべきものなり。

復習問題

- 一、國際貿易の利益は如何なるものなりや。
- 二、如何にして爲替相場は決定せらるゝか、「爲替の等價」によりて何を意味せらるゝ

か、金貨輸送點とは何ぞや。

- 三、國際貿易は各國民間に於ける貨幣の分配に如何なる關係を有するものなりや。又種々異なる國々に於ける一般的價格に如何なる關係を有するものなりや。
- 四、如何なる財貨を産業國民は輸出するものなりや、比較的費用の學理とは何ぞや。
- 五、如何にして價值は國際貿易に於て決定せらるゝか。
- 六、保護貿易主義とは何ぞや、その維持論を論評せよ、その反對論を論評せよ。
- 七、徹底的自由貿易主義の主張は如何なるものなりや。
- 八、何故に米國の賃銀が常に高く維持せらるゝか、この高き賃銀は保護貿易論の上に如何なる關係又は影響ありや。
- 九、保護貿易に對する政治上の反對論は如何、財政上の反對論は如何。
- 十、我が關稅制度に於ける不意の變更に對して如何なる異議ありや。

研究問題

- 一、紐育及び巴里間に於ける爲替等價とは何ぞや。紐育及び伯林間に於ける、又紐育及びニューヨークのホボークン間に於ける爲替等價とは何ぞや。
- 二、若し二交換國の一方が低落せる通貨を有するならば、如何なる關係又は影響を爲替相場の上に及ぼすものなりや。
- 三、歐洲戰爭は如何なる結果を爲替相場の上に與へたるか。
- 四、勞力は米合衆國內にありて移動的のものなりや、合衆國及び加奈陀間にありて、又合衆國及び土耳其間にありて移動的のものなりや。
- 五、「資本の臆病」といへることによりて何を意味せらるるか。
- 六、今日米合衆國にありて茶を栽培することは經濟的に願はしきことなりや、茶に禁止的關稅を課することによりて茶の栽培を利益なるものとなし得るか。若し茶が栽培者に有利なる關稅城壁の下に栽培せられたりとせんか、之を以て關稅廢止論に對する反對論として充分なりと考ひ得るか。

改訂經濟學原論終

茶の分配論

大正七年四月十二日印
 大正七年四月十五日發行
 大正八年四月十五日發行
 大正八年十月三日增訂三版發行

著者

石澤久五郎

發行者

中村宗雄

發行者

竹内浩

發行者

拔井峯吉

印刷者

檀山定吉

經濟學原論奧付
 定價金壹圓八拾錢



發行所

(東京市牛込區早稻田大通り)

東山堂書店
 敬文堂書店
 世堂書店

362
624

終

